

事前着手届に係るQ & A (かながわ地域看護師養成事業補助)

Q 1 事前着手届を提出する意味はなにか。

A 1 補助金は原則交付決定後に事業着手することになります。事前着手届はその例外として、交付決定前に事業着手する必要性を県が認めれば、交付決定前に事業着手することが可能となるものです。

Q 2 事前着手届を提出せず、交付申請をすることは可能か。

A 2 可能です。ただし、交付決定日以前に事業着手した場合、補助対象外となります。

Q 3 事前着手届を提出すれば、補助金は確約してもらえるか。

A 3 補助金交付をお約束するものではありません。

Q 4 事前着手届出後、県から通知があるか。

A 4 特段通知はありません。

Q 5 県が示した事前着手届の提出期間外で事前着手届を提出することは可能か。

A 5 できません。

Q 6 事前着手時期が5月になるか6月になるか現時点で不明の場合、事前着手届はいつ提出すればよいか。

A 6 事業着手の早い時期に合わせてご提出ください(Q 6の場合、事前着手が5月になる場合があることを踏まえ、3月24日までに提出してください)。

Q 7 事前着手届を提出すれば交付申請書を提出したことになるか。

A 7 なりません。別途、交付申請書の提出が必要となります。

Q 8 交付申請時に事前着手届に記載した想定金額を変更(増額・減額)することは問題ないか。

A 8 差し支えありません。

Q 9 事前着手届を提出した場合、その後出向を見送ったとしても、必ず交付申請はしないといけないものか。

A 9 出向を取りやめた等、補助を要しない場合は、申請する必要はありません。

Q 10 前年度の意向調査に回答していないが、事前着手届を提出することは可能か。

A10 可能です。ただし、予算は前年度の意向調査を基に積算していることから、申請多数の場合、優先順位が下げる等の傾斜措置を行う可能性があります。

Q11 次年度の要綱は今年度の要綱と変更ないか。

A11 要綱は毎年見直しが行われます。最新の要綱をご確認ください。なお、令和8年度の要綱は4月以降にホームページ上で公開予定です。なお、事前着手届は3月中に事前着手届を提出される場合は、令和7年度の要綱を参考の上、ご提出ください。